

住宅改修

介護保険で 住宅改修に適用される 特定6項目



- 1 手すりの取り付け
- 2 段差の解消
- 3 滑り防止及び移動の円滑化のための床材の変更
- 4 引き戸等への扉の取替え
- 5 洋式便器などへの便器の取替え
- 6 その他(住宅改修に付帯して必要となる住宅改修)

介護保険の場合

支給される
限度額は **200,000円 + 事前申請** が必要です

ご注意

- ① **住宅改修費が支給される工事と支給されない工事**があるので注意が必要です。
- ② **支給される工事費用の1割**(所得により負担割合が変更される場合があります。)を、**対象者が負担する必要があります。**
- ③ 支給限度額以内であれば、複数回に分けて行った場合でも保険給付を受けることができます。

詳しくは、ご担当のケアマネジャーや地域包括支援センターにご相談ください。

住宅改修の流れ

介護保険住宅改修の大まかな流れ

事前準備

状態や状況を把握して、生活環境の問題や課題を把握しましょう。

ケアマネジャーなど介護の専門家および施工業者に、
症状や状況と、住環境などを見てもらい、相談のうえ改修内容の検討をして下さい。

介護保険住宅改修制度による、自己負担金などの説明も参考にして、
実際の工事内容と計画をたてましょう。

工事の検討

工事見積もりを依頼し、内容や金額で施工業者の比較検討してください。

工事の決定

工事見積もりと実績・専門性などで、施工業者の決定をお願いします。

工事申請と承認

「住宅改修が必要な理由書」・「改修計画図面」等、
申請書類一式を作成して、市区町村へ事前申請を行います。

市区町村より、審査・事前承認(不承認)通知書が送付されます。

施工計画

リフォームに関わるスケジュールを施工業者と調整します。

工事の実施

症状や状態に対応する必要上、できる限り施工に立会いをお願いします。

工事の完了

住宅改修費用ご負担金のお支払い、領収証の受領をして頂きます。(※1)

申請

市区町村へ工事後の申請書類を作成して補助金の申請をします。(※2)

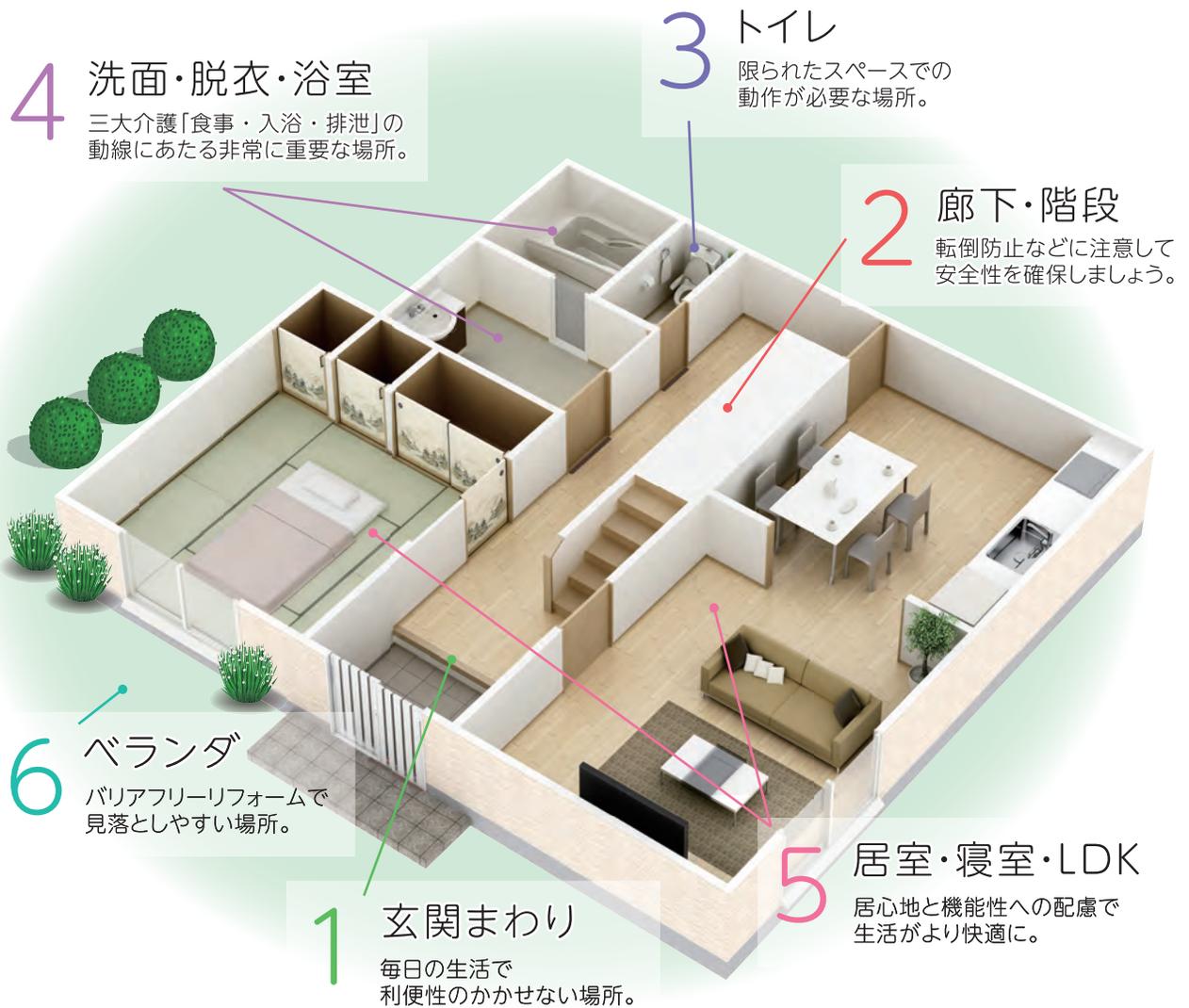
支給

(※1) 施工業者に委任する場合、領収証原本の提出が必要です。

(※2) なお、市区町村への必要な申請書類の作成および提出は、一般的には施工業者が代行しているのでご相談ください。

介護・介助に便利な 間取りの考え方

部屋別に福祉用具の設置、
使い方などポイントを
ご紹介いたします。



次ページ以降に登場する介護・介助の例



Aさん

右腕の麻痺
要介護



Bさん

自分で歩く
ことができる



Cさん

車椅子介助



Dさん

車椅子で
自走できる

住宅改修理由書について

住宅改修における理由書とは、ケアマネジャー等から「保険者」および「施工する者」へ伝えなければならない「根拠の証」と言えます。したがって、下記3点は理由書に必須な中心項目です。

総合的状況

- ・利用者の身体や介護の状況。
- ・利用者等は日常生活をどう変えたか。

改修箇所

- ・改善しようとしている生活動作。
- ・改修方法(手すり取付・段差解消・引き戸交換・便座交換・床材変更)。

効果予想

住宅改修によって、
このような状況に改善できる。

特に施工者が、「なぜ、ここを改修しなければならないのか」について理解し、納得してもらえるように書くことが重要です。納得が得られれば、その改修が施工可能か否かも含めて、住宅の専門家である施工者はいろいろな提案をしてくれます。「餅は餅屋に任せる」ためにも、住宅改修理由書は必要不可欠です。

氏名：	性別：	年齢：
主たる介護者：	担当ケアマネジャー名：	
被保険者番号：	要介護度：	
疾病(障害)：		
総合的状況：		
<p>例1) 居間や寝室からトイレまでは、伝え歩きで何とか行っているが、しっかりと支えるところが無く、転倒する恐れがある。</p> <p>例2) 伝え歩きで移動し、脱衣場まで何とか到達できるが、脱衣所出入口の段差につまずくことがあり、転倒する恐れがある。</p>		
改修箇所：		
<p>例1) トイレへの移動中の転倒防止のために、寝室や居間からトイレまでの壁に手すりを設置。</p> <p>例2) 脱衣所への移動中の転倒防止のために、居間から脱衣所までの壁に手すりの設置。つまずきが原因の転倒を防止するために、脱衣所出入口の段差を解消する。</p>		
効果予想：		
<p>文例としては、「●●●することで■■■が改善できる」のようにする。</p> <p>例1) トイレへの移動時の歩行が安定し、移動中における転倒の可能性が著しく低くなる。</p> <p>例2) 脱衣所への移動時の歩行が安定し、移動中における転倒の可能性が著しく低くなる。脱衣所出入口の段差が解消されて、つまずきが原因で起こる転倒の可能性が著しく低くなる。</p>		

ベッド・
ベッド
付属品

情報

床ずれ
防止用具

1 玄関まわり

体位
変換器

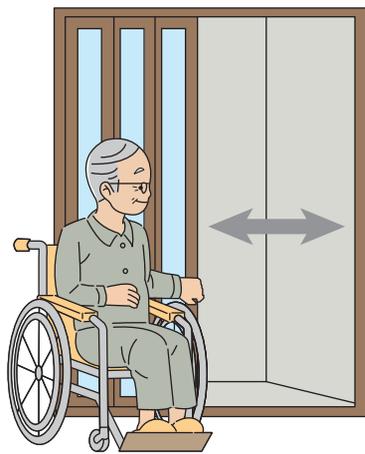
扉対策（幅員と操作性）

独自で開けられる

通れる

3枚引戸

親子ドア



玄関の扉段差をフラットにする際は、グレーチング増設も検討しましょう。

認知症
老人徘徊
感知機器

手すり

歩行
補助杖

歩行器

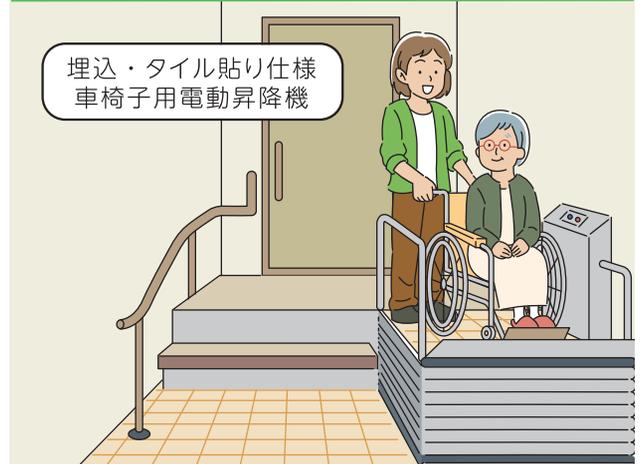
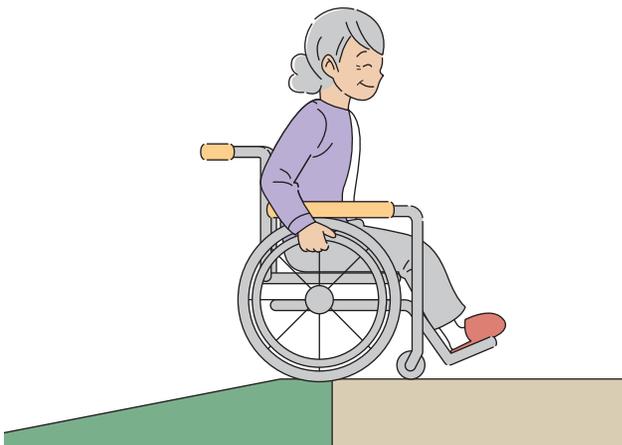
かまち片側スロープ対応

かまち片側昇降リフト対応

車椅子・
車椅子
付属品

スロープ

移動用
リフト・
つり具

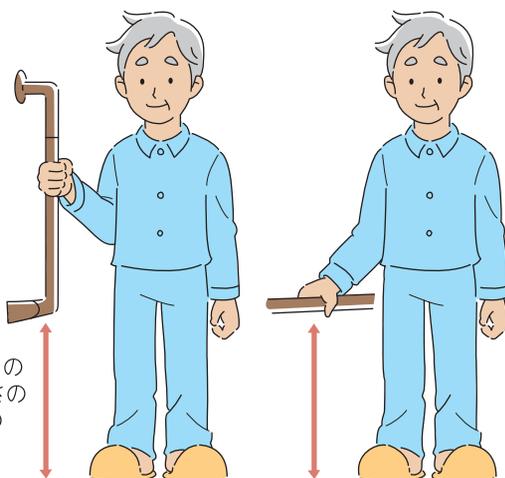


介護保険
購入
対象品

かまち対策

販売品

情報

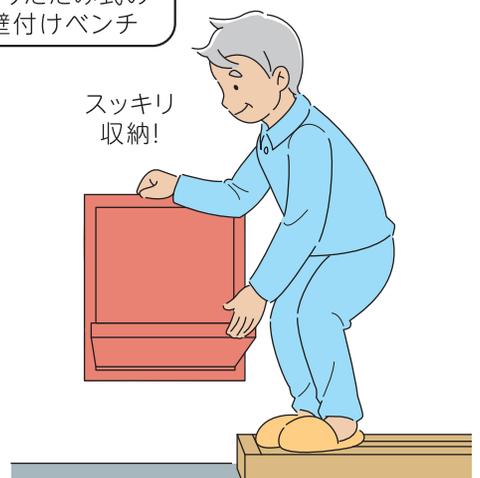


垂直手すりは
手を下ろした時の
手首と肩の高さの
中央に手すりの
高さの中央が
くるように。

水平手すりは
立った状態で
手首の高さに
なるように。

折りたたみ式の
壁付けベンチ

スッキリ
収納!



ベッド・
ベッド
付属品

床ずれ
防止用具

体位
変換器

認知症
老人徘徊
感知機器

手すり

歩行
補助杖

歩行器

車椅子・
車椅子
付属品

スロープ

移動用
リフト・
つり具

介護保険
購入
対象品

販売品

情報

情報

毎日の生活で利便性が重要となる場所。
不自由から閉じこもりがちなならないようにすることや、家族が関わりやすいことも大切です。

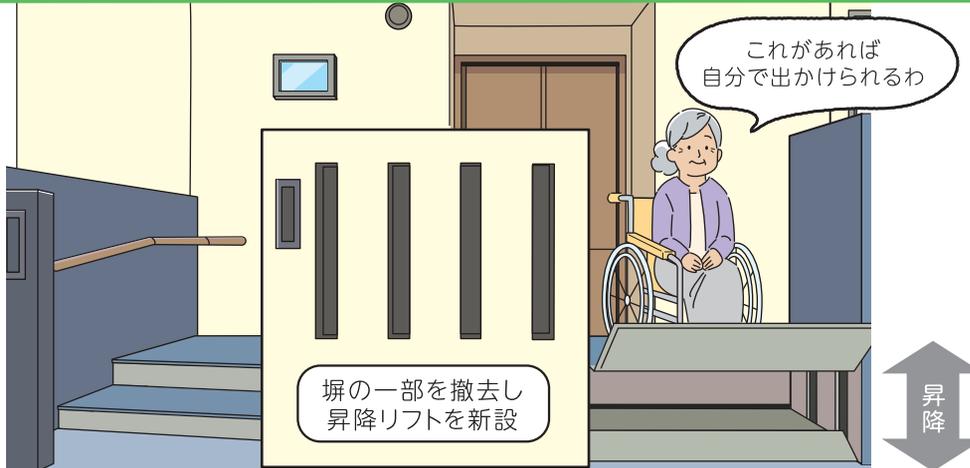
デッキとスロープのアプローチ事例

掃き出しからデッキとスロープで
介助者がついて出入りできる仕様に

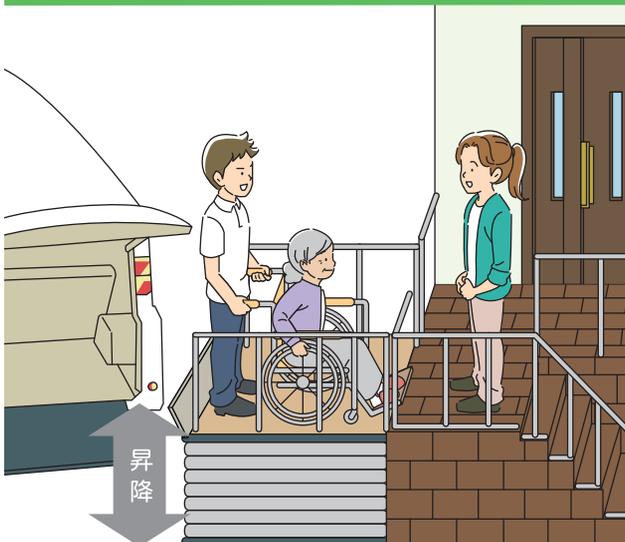
スロープから脱輪しないように
縁を5cm立たせましょう。



昇降リフトによるアプローチ対応



高所対応リフト



鍵の金庫

暗証番号で家の鍵を取り出せます。
介護サービスを受ける時にも便利!



ベッド・
ベッド
付属品

情報

床ずれ
防止用具

2 廊下・階段

体位
変換器

認知症
老人徘徊
感知機器

手すり

歩行
補助杖

歩行器

歩行移動の場合

ドアノブは
握りやすい
タイプへ交換



段差が
ないように



全体的に明るくなる照明

足元灯

手すり設置のポイント
縦手すり：
肩と肘の中央と手すりの中央が
一致するように付けましょう。

伝え歩きができる
連続の手すり

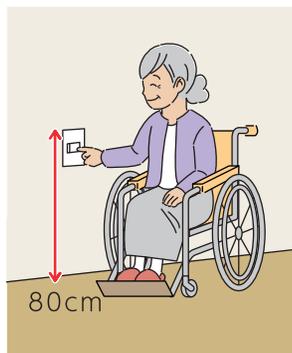


主に屋内で車椅子を使用する場合

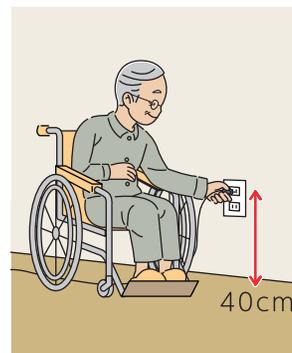
傷防止のためのキックプレート



低い位置のスイッチ



高い位置のコンセント



車椅子・
車椅子
付属品

スロープ

移動用
リフト・
つり具

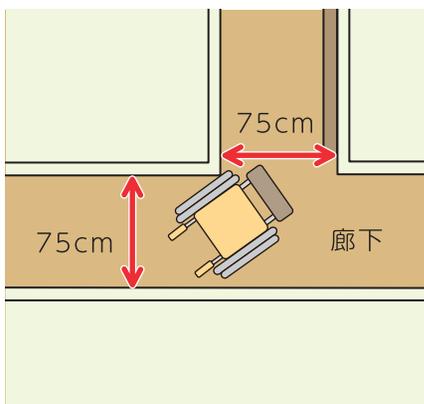
介護保険
購入
対象品

販売品

情報

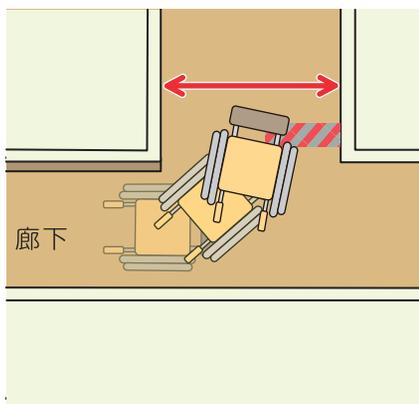
廊下に面した部屋の入口拡張

廊下に面した部屋



通行が難しい廊下側面の入り口

壁面を一部撤去
100~110cmに拡張



入り口の幅を広げると通りやすくなる

屋内6輪車椅子



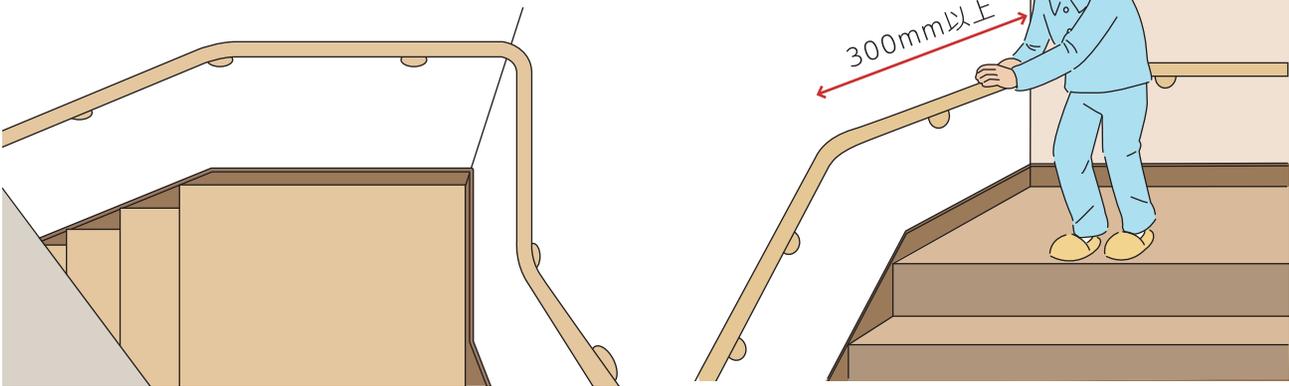
片側3輪が両サイドに
ついているので安心

屋内には予想外の危険が潜んでいます。転倒防止などに注意して安全性を確保しましょう。
移動しやすい環境づくりはリハビリや運動機能向上にも役立ちます。

階段の手すり

階段の手すりは、両側に設置するのが理想的です。しかし、幅員や費用の面で難しく、片側だけに設置する場合は、降りる時を優先して、降りる際の利き手側に手すりを設置するのが基本です。

階段の手すりは、水平部分が重要です。300mm以上は設けましょう。階段手すりの高さは、段鼻の高さに。

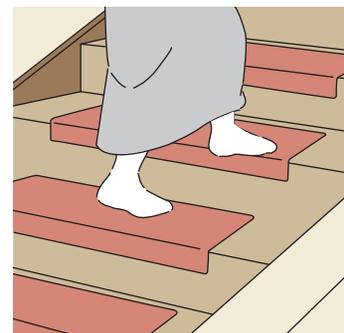
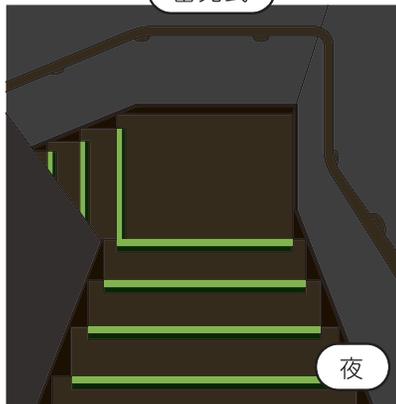
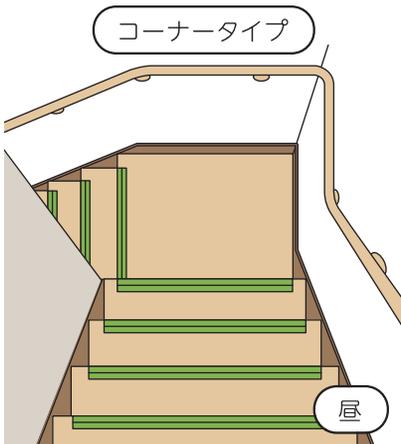


階段のすべり止め

コーナータイプ

蓄光式

幅広タイプ



階段の昇降機（2階や3階を使う頻度が多い場合）

階段昇降機

ホームエレベーター・
押入れエレベーター

上階では乗降りの安全のため、座面が回転します。



折りたたむとコンパクトになります。



階段昇降機：膝の屈曲角度がポイントです。膝がどれだけ曲がるかチェックしましょう。

ベッド・
ベッド
付属品

情報

床ずれ
防止用具

3 トイレ

体位
変換器

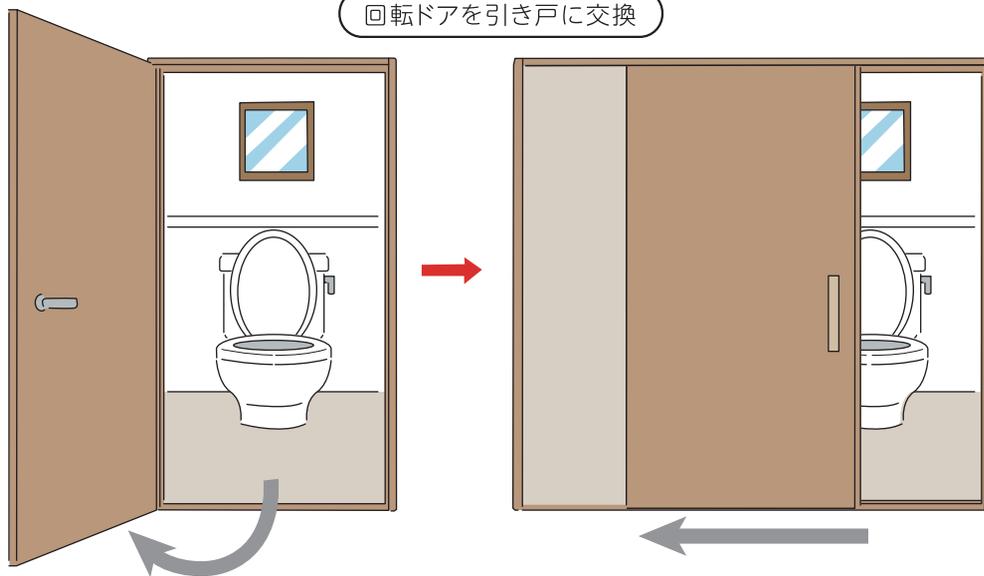
扉対策（出入り・介助軽減）と、便器の洋式化

認知症
老人徘徊
感知機器

手すり

歩行
補助杖

歩行器



回転ドアを引き戸に交換

狭いトイレでも、引き戸にすることで大幅に動作や介助のしやすさが改善されることもあります。

車椅子・
車椅子
付属品

トイレ動作（立ち座り）

手すり



補高便座



電動昇降便座



スロープ

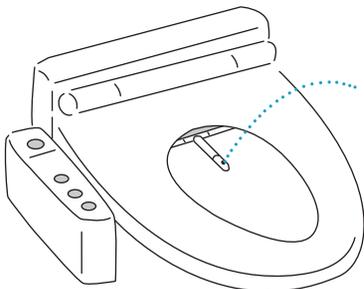
移動用
リフト・
つり具

介護保険
購入
対象品

トイレ介助

温水洗浄便器

世紀の発明品は、
介護の分野でも必需品です。



洋式便器に使えるキャリー



手すり



移動→下着の着脱→方向転換
→立ち座りに役立ちます。

販売品

情報

ベッド・
ベッド
付属品

床ずれ
防止用具

体位
変換器

認知症
老人徘徊
感知機器

手すり

歩行
補助杖

歩行器

車椅子・
車椅子
付属品

スロープ

移動用
リフト・
つり具

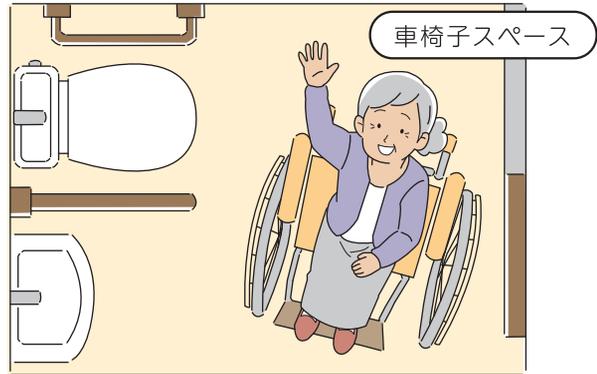
介護保険
購入
対象品

販売品

情報

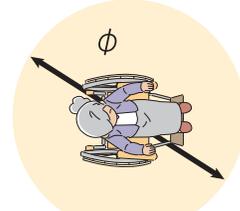
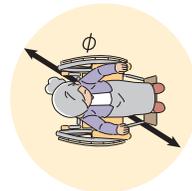
立ち座りや衣服の着脱など、限られたスペースでの動作が必要な場所。
リフォームや福祉用具導入による利便化の視点も大切です。

空間・スペース(介助スペースと車椅子スペース)



手動車椅子の場合

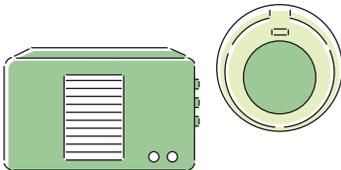
電動車椅子の場合



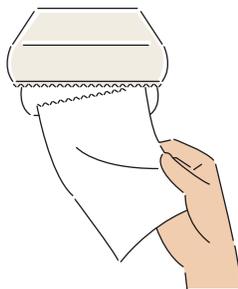
その他、トイレ介護の便利グッズ

呼び鈴・ブザー

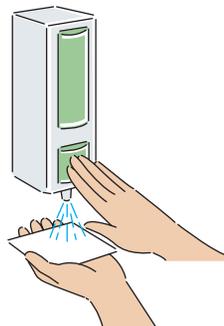
持つ側、持たせる側、
どちらにも優しい



ワンハンドカッター



シートクリーナー



シャワー水栓

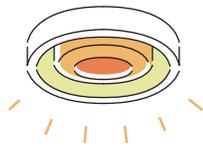
尿瓶やバケツ等が
洗えるシャワー水栓は便利



据付け手すり



トイレ暖房



天井照明一体型
ヒーター

- ・省スペース
- ・照明と連動
- ・暖房のON/OFF

足元多機能
ヒーター

- ・急速暖房
- ・強力消臭
- ・自動運転

ベッド・
ベッド
付属品

情報

床ずれ
防止用具

4 洗面・脱衣・浴室

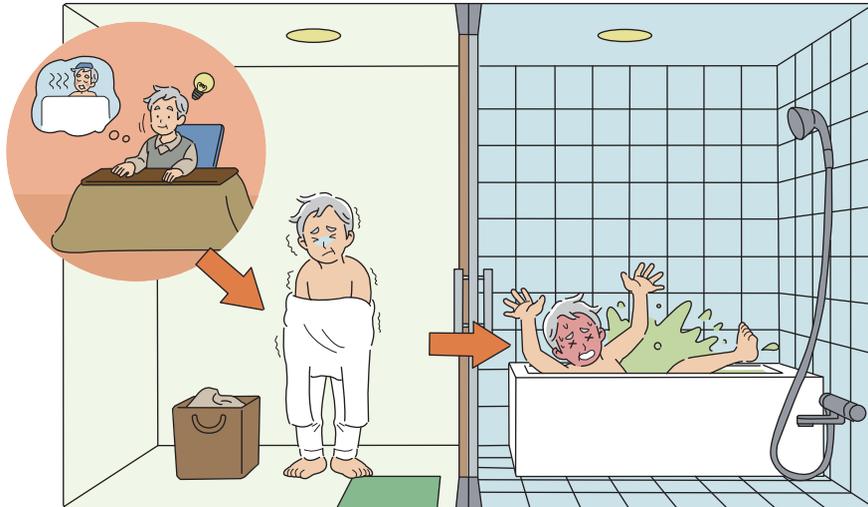
体位
変換器

ヒートショックに注意!!

認知症
老人徘徊
感知機器

手すり

歩行
補助杖



歩行器

脱衣

座面付き歩行器やイスを使う

座面付き歩行器



ベンチを使う

脱衣用ヒーター

「温度のバリアフリー」
も考えましょう。



車椅子・
車椅子
付属品

スロープ

移動用
リフト・
つり具

介護保険
購入
対象品

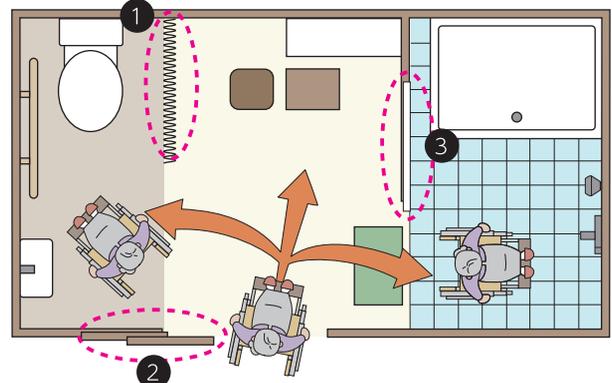
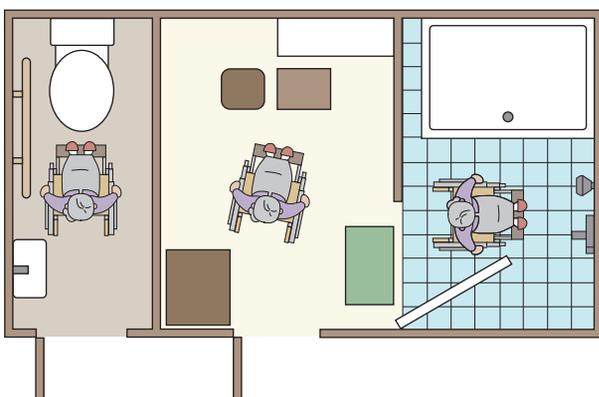
壁をなくして動きやすく 車椅子での移動や介助が楽になります。

- ① トイレ壁撤去 ▶ アコーディオンカーテンへ
- ② ドア2枚分 ▶ 3枚式引き戸へ
- ③ 浴室ドア ▶ 引き戸へ

販売品

【壁の撤去前】

【壁の撤去後】



情報

ベッド・
ベッド
付属品

床ずれ
防止用具

体位
変換器

認知症
老人徘徊
感知機器

手すり

歩行
補助杖

歩行器

車椅子・
車椅子
付属品

スロープ

移動用
リフト・
つり具

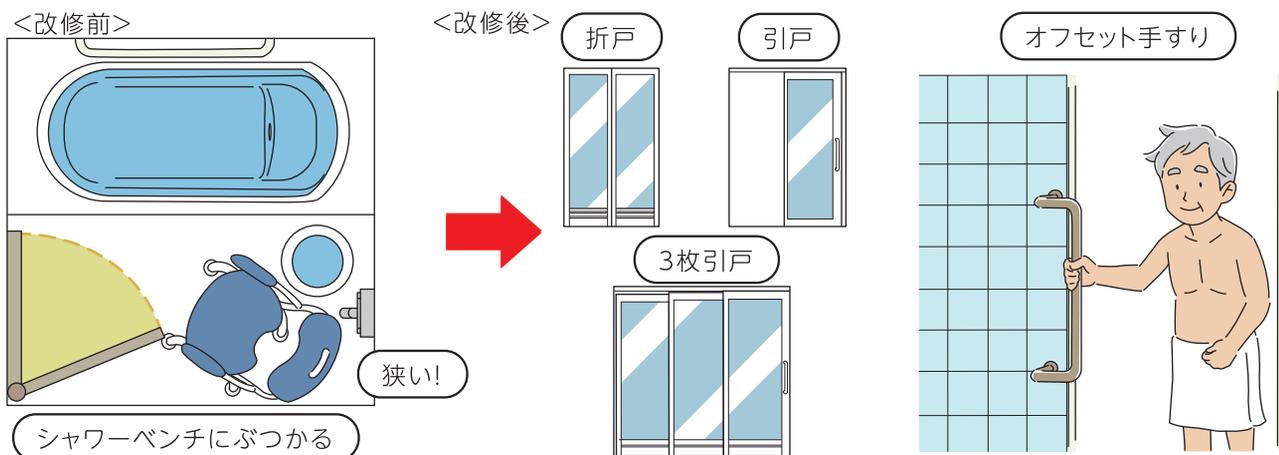
介護保険
購入
対象品

販売品

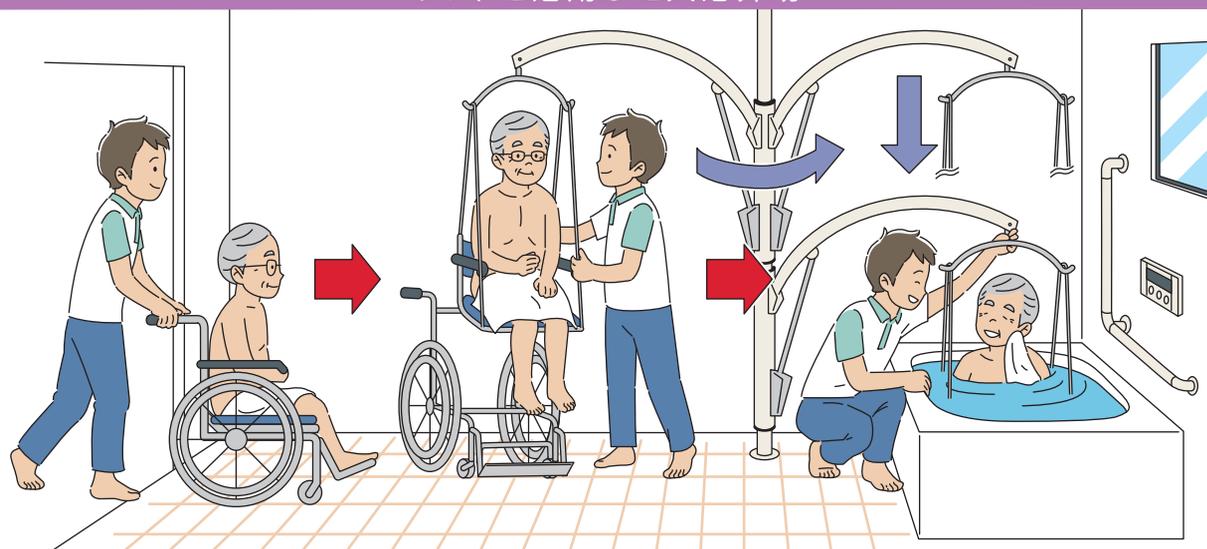
情報

三介護「食事(キッチン)・入浴(浴室)・排泄(トイレ)」の動線にあたる非常に重要な場所です。衛生面や口腔ケア、介助の軽減など、生活と介護の質の向上を目指す工夫をしてみましょう。

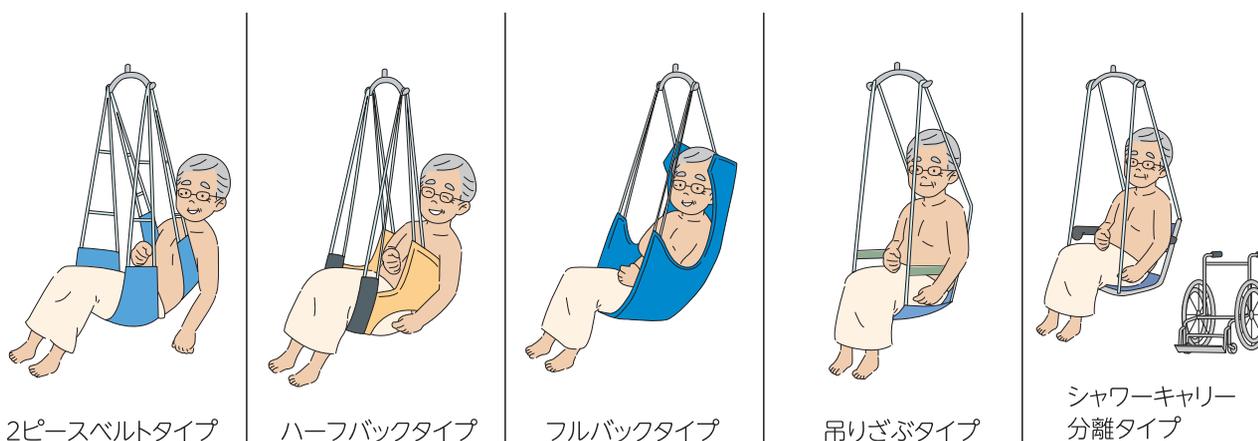
入浴時の介助スペースが狭い場合やシャワーキャリー等を使用する場合は浴室の扉が課題になることがあります。



リフトを活用した入浴介助



入浴スリングシートいろいろ



ベッド・
ベッド
付属品

情報 **情報**

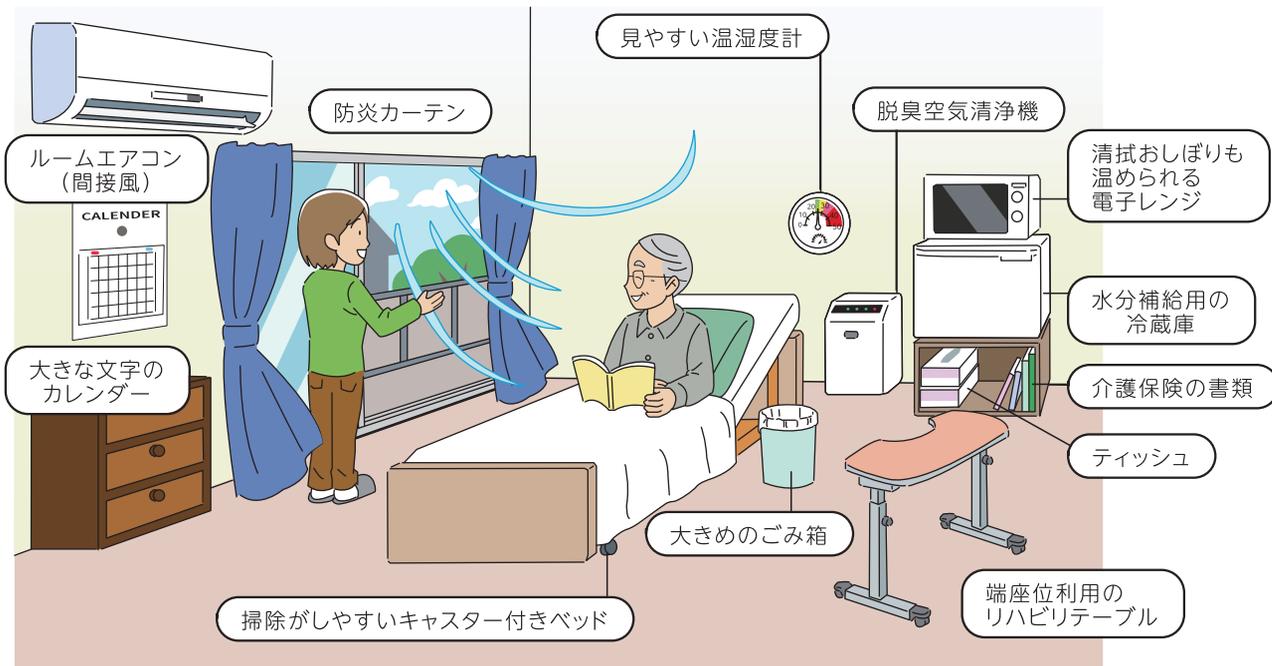
床ずれ
防止用具

5 居室・寝室・LDK

体位
変換器

過ごしやすい環境づくりに配慮しましょう！

気分転換、熱中症予防、二オイ対策なども大切。



認知症
老人徘徊
感知機器

手すり

歩行
補助杖

歩行器

車椅子・
車椅子
付属品

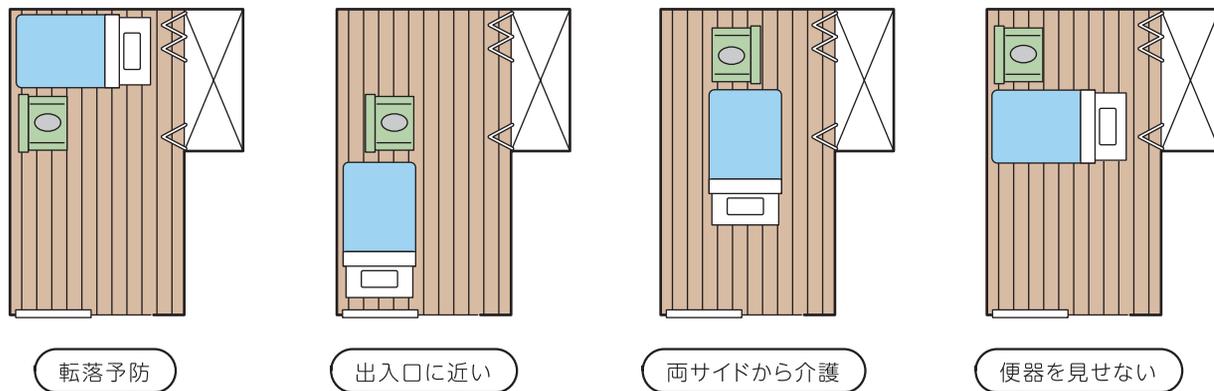
福祉用具等の配置は、移動の利便性、介護の軽減から重要な検討事項です。

外の景色やテレビなど視覚や意識の変化もあるようにして、認知症予防をはかることも重要です！

スロープ

移動用
リフト・
つり具

介護保険
購入
対象品

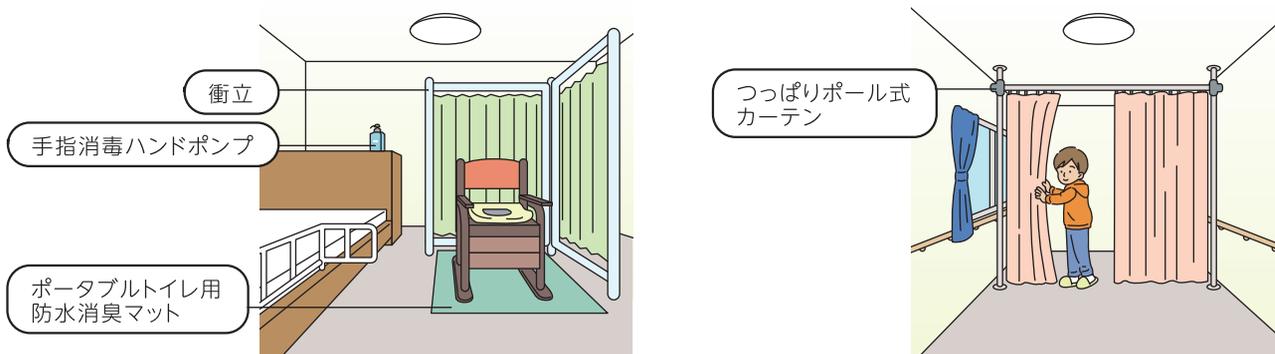


尊厳(プライバシー)の確保に配慮しましょう！

販売品

衝立(ついたて)やカーテンの活用

情報



6 ベランダ

玄関以外からの出入りを考えたほうが効率的な場合もあります。

車椅子用電動昇降機



リフト

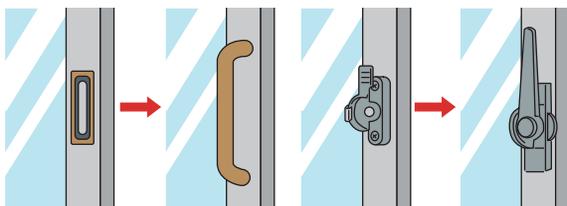


ベランダや縁側のご利用

バリアフリー(ノンレール)サッシ

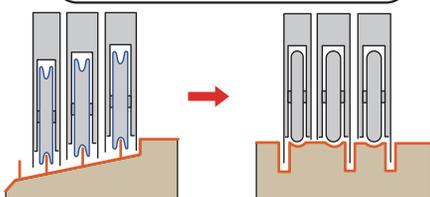


大きな取っ手



大きなクレスト

バリアフリーフラットレール

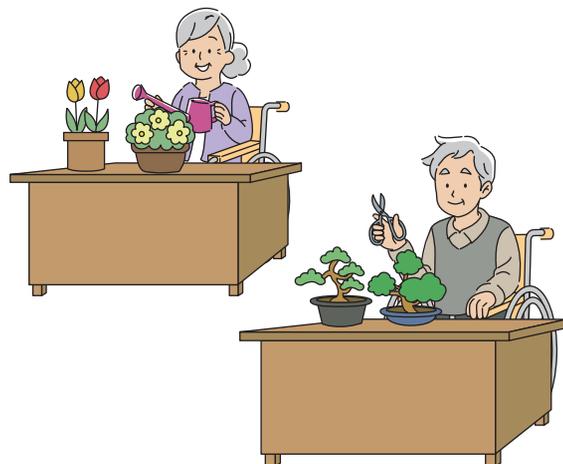


お庭などでの野外活動

アニマルセラピー・運動療法



園芸療法



福祉用具と住宅改修の活用



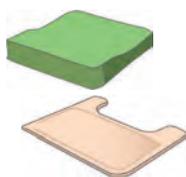
福祉用具専門相談員 に相談しましょう！

高齢者の状態は変化します。
福祉用具のレンタル品を活用することで、
住宅改修の効果をより高めることができます。

介護保険で**レンタル**が適用される特定福祉用具13種目



車椅子



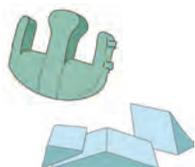
車椅子付属品



特殊寝台



特殊寝台付属品



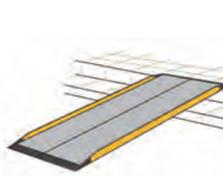
体位変換器



床ずれ防止用具



手すり



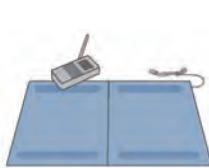
スロープ



歩行器



歩行補助杖



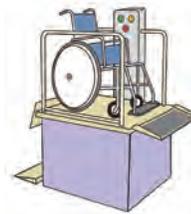
徘徊感知器



自動排泄処理装置



移動用リフト



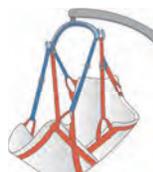
介護保険で**購入**が適用される特定福祉用具6種目



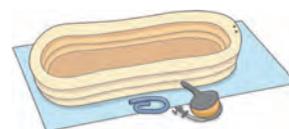
腰掛便座 (ポータブルトイレ)



入浴補助用具



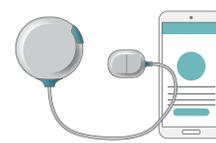
移動用リフトのつり具の部分



簡易浴槽



自動排泄処理装置の交換可能部品



排泄予測支援機器

お気軽にご相談ください!

バリアフリー工事についてのご相談やお見積りはもちろん、
各種の補助金申請にあたっての書類の作成・提出など、
お気軽にご相談ください。



補助金情報

介護保険(住宅改修)(福祉用具)

補装具給付

日常生活用具給付

障害者住宅改修助成事業

高齢者住宅改修助成補助金

その他

実績・経験による専門情報

疾病や病状に対応するご提案

専門家としての施工技術情報

実績を通じての効果的なご提案

設備品・製品情報

新製品情報

新機能情報

キャンペーンなどお得情報

リサイクル品情報

補助金にかかわる書類作成と提出等のお手伝い

申請～支給までのご説明

役所等への届け出の代行

スケジュールの立案、ほか

複雑な書類作成の代行

- 申請書の作成
- 理由書の作成
- 承諾書の作成
- 計画図面の作成
- お見積書の作成
- 請負工事契約書作成
- 工事内訳書の作成
- 証明写真の作成
- 改修完了届
- 受領委任対応
- 領収書
- ……など

ケアマネジャーと関係機関とで連携し、適切な対応をします。

住宅改修の事例 ①

写真提供:マツ六(株)

廊下

収納扉の前を
遮断機式ブラケットを使って
手すりを
連続させました。

BEFORE



AFTER



トイレ

立ち座りの動作の為、
L字型手すりを
設置しました。

BEFORE



AFTER



浴室

浴槽出入用の手すりを
設置しました。

BEFORE



AFTER



住宅改修の事例 ②

写真提供:マツ六(株)

玄関

手すりを付けて
玄関土間～
上がりかまち～
廊下の動きをサポートします。

BEFORE



AFTER



アプローチ ①

玄関前アプローチに
手すりを設置しました。

BEFORE



AFTER



アプローチ ②

家につながる階段に
手すりを設置しました。

BEFORE



AFTER



介護保険制度について 2023年4月現在

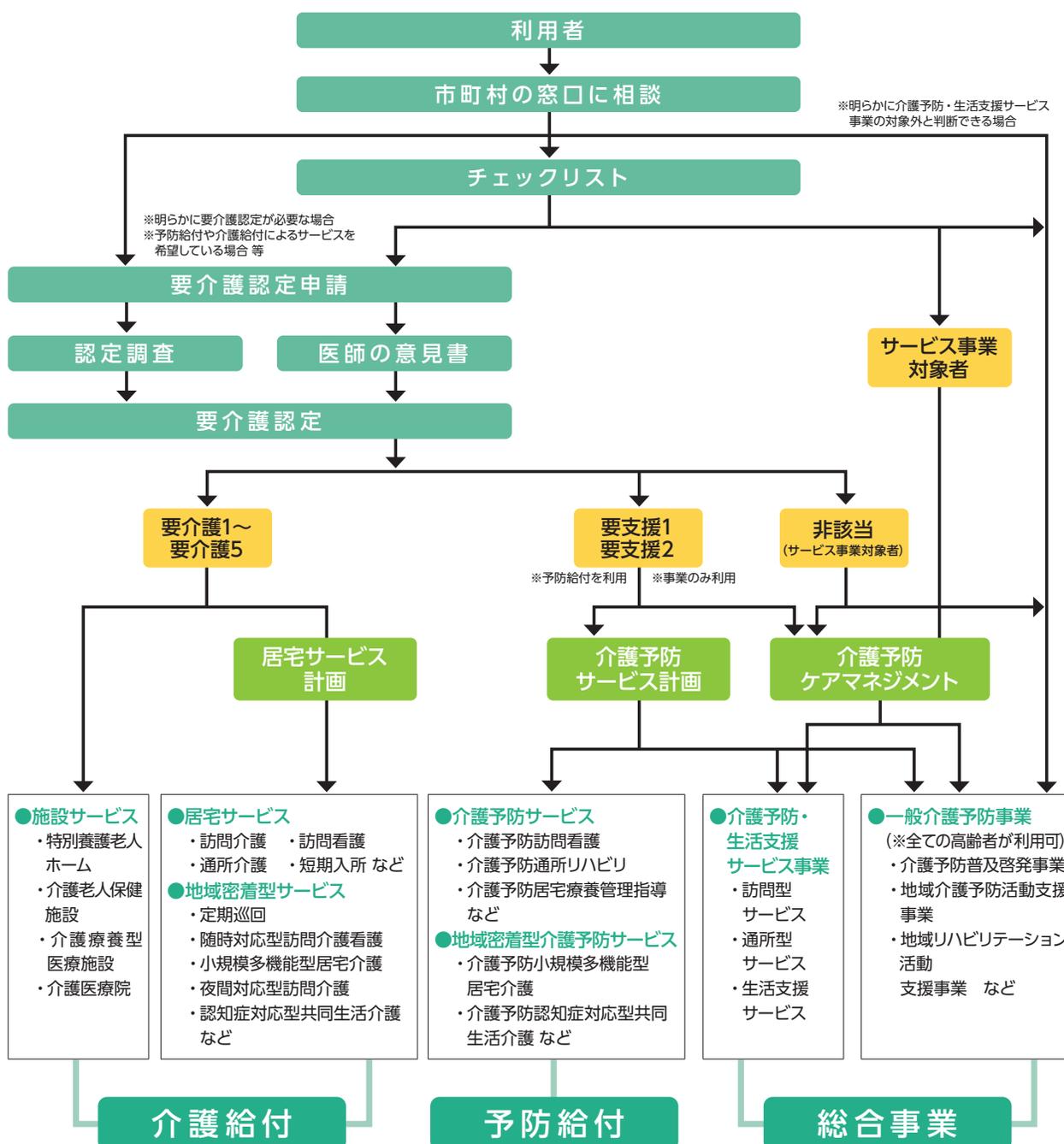
介護保険制度の概要や利用手順をご紹介します。

■介護保険対象者

加入する方	介護サービスの利用	保険料の支払い
第1号被保険者 (65歳以上の方) 	右表の想定される状態にあてはまる要支援状態または要介護状態の方。	原則として老齢・退職年金からの天引き
第2号被保険者 (40歳から64歳までの医療保険に加入している方) 	初老期認知症、脳血管疾患など16種類の病気により要介護状態や要支援状態になった方。	加入している医療保険と併せて徴収

※支払い方法は自治体により異なる方法がとられている場合もあります。

■介護保険の利用手続きとサービスの内容



■在宅サービスの利用限度額

要介護・ 要支援 区分	想定される状態	居宅介護サービス費等及び介護予防サービス費等			
		支給 限度額 (月額)	ご利用者 1割負担額 (月額)	ご利用者 2割負担額 (月額)	ご利用者 3割負担額 (月額)
要支援1	日常生活上の基本動作をほぼ自分で行うことができるが、日常生活動作の介助や現在の状態の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作において何らかの支援を要する状態。	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、何らかの支援が必要となる状態。	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	要支援2の状態から、手段的日常生活動作を行う能力が一部低下し、部分的な介護が必要となる状態。	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を行うことがほぼ不可能な状態。	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

- 限度額の範囲内でサービスを利用したときは、実際にかかった費用の1割(2割・3割)が自己負担となります。
- 平成30年8月より介護保険負担割合証に基づいた負担割合が適用されます。
- 限度額を超えてサービスを利用した時は、超えた分が全額自己負担となります。

■自己負担額の上限額(高額介護サービス費)

区 分	負担の上限額(月額)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～ 課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円(世帯)
前年の公的年金等収入金額 + その他の合計所得金額の 合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)

出典：厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/content/000334526.pdf>)

- 支払った自己負担額が、ある一定額を超えたときは、その超えた分が払い戻されます。
- また所得の低い方は、その上限が減額されます。
- 医療保険と介護保険の両方に自己負担額がある世帯は「高額医療・高額介護合算療養費制度」の申請ができます。

レンタル福祉用具ご提供の流れ

1 ご利用者の状況確認

ご利用者のご自宅を訪問し、身体状況やご家族の状況、お住まいの環境などを確認します。その上で生活機能の維持・向上のためにどのような福祉用具が適切かを検討します。



2 サービスの必要性の検討と選定

サービス担当者会議では、ケアマネジャーなどと連携し、専門的な立場から介護予防や自立支援、介護の負担軽減に役立つ最適な福祉用具を提案します。そしてご利用者やご家族のご意見をうかがいながら選定します。



3 福祉用具のお届け

納品前に、福祉用具をしっかりと点検。安全を確認した後、ご指定の日時、場所にスタッフがお届けし、取付や調整を行います。その際、ご利用者の環境や状況に適合しているかどうかを再確認します。また、練習もしていただきます。



4 使用方法のご説明

暮らしに上手にとり入れ、目的に応じて役立てていただけるよう、また、安全にお使いいただけるよう、納得していただけるまで使用方法をご説明し、必要な場合は一緒に使い方の練習もします。



6 サービスの再検討

サービス担当者会議においてケアマネジャーなどと連携し、ご利用者のお話をお聞きした上で、福祉用具の利用の継続を再検討し、必要に応じて迅速に対応します。



5 アフターサービス

ご利用中は定期的におうかがいし、ご利用者の状況や環境に変化はないか、福祉用具が生活向上に役立っているか、福祉用具の不具合や故障はないかを確認します。



緊急時の対応

● 事故やトラブルなど、福祉用具に関する緊急事態が発生した場合は専門スタッフが対応しますのでグリーンケア取扱店までご連絡ください。

購入対象品

レンタルの場合と同様、ご利用者とご家族の立場に立ってご相談におこたえします。下記の商品群についてもグリーンケア取扱店が責任をもっておうかがいいたします。お気軽にご相談ください。

- 腰掛便座
- 入浴補助用具・簡易浴槽
- 住宅改修用品
- 介護保険対象外販売品

レンタル終了とお引取り

● レンタル期間中にレンタル契約を終了し引取りを希望される場合は、事前に取扱店にお電話ください。レンタル契約を終了する日とお引取り日時をご相談の上、引取りにおうかがいします。

● レンタルの契約書で定める期限までにお客様から契約終了のご連絡がない場合は、レンタル期間満了日の翌日から更に1ヶ月間、同じ契約内容で自動的に更新されます。

● レンタル期間中にご利用者の身体状況やご自宅の状況の変化などにより他の福祉用具に変更される場合は、前のレンタル契約を終了し、新しく変更後の商品についてレンタル契約書を作成します。

■福祉用具貸与

<福祉用具の貸し出しに関する要件>

種 目	要支援1・2、要介護1	要介護2～3	要介護4～5
手すり・歩行器・歩行補助杖・スロープ	○	○	○
特殊寝台・特殊寝台付属品・車椅子・車椅子付属品 床ずれ防止用具・体位変換器・移動用リフト・徘徊感知機器	×例外あり※	○	○
自動排泄処理装置	(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)	×例外あり※	○
	(尿のみを自動的に吸引する機能のもの)	○	○

※例外として認められる「使用が想定される状態像」とは、要介護認定調査における基本調査結果をもとに福祉用具ごとに判断されます。

■軽度者等における福祉用具貸与の例外給付に関する取扱いについて

<例外給付に関する要件>

福祉用具が使用できる状態像及び、直近の認定基本調査の結果により、福祉用具の例外給付が適用されます。

●例外給付の必要性は、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、判断されます。【※】については認定基本調査項目が無いため、「主治医から得た情報」及び「福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議」などを通じた適切なケアマネジメントにより判断されます。】また、がん末期の急速な状態悪化など、一定の状態に該当する者も、所定の手続きをふむことで、例外給付が認められます。

福祉用具の 種目	福祉用具が使用できる状態像 (平成24年厚生労働省第95号告示第25号のイ)	認定基本調査の結果
車椅子・ 車椅子付属品	次のいずれかに該当する者 ① 日常的に歩行が困難な者 ② 日常生活範囲における移動の支援が 特に必要と認められる者	① 認定調査において歩行が「できない」 ② ※
特殊寝台・ 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 ① 日常的に起き上がりが困難な者 ② 日常的に寝返りが困難な者	① 認定調査において起き上がりが「できない」 ② 認定調査において寝返りが「できない」
床ずれ防止用具・ 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	認定調査において寝返りが「できない」
認知症老人 徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 ① 意志の伝達、介護者への反応、 記憶・理解のいずれかに支障がある者 ② 移動において全介助を必要としない者	① 下記のいずれかに該当する者 ・認定調査において意志の伝達が「他者にできる」 以外 ・認定調査において認知機能(3群の 3-2～3-7)のいずれかが「できない」 ・認定調査において精神・行動障害(4群+ 3-8、3-9)のいずれかが「ない」以外 ・その他、主治医意見書において、認知症の 症状がある旨が記載されている場合 ② 認定調査において移動が「全介助」以外
移動用リフト (つり具の部分 を除く)	次のいずれかに該当する者 ① 日常的に立ち上がりが困難な者 (注：昇降座椅子以外) ② 移動が一部介助又は全介助を必要とする者 ③ 生活環境において段差の解消が必要と 認められる者(段差解消機のみ)	① 認定調査において立ち上がりが「できない」 ② 認定調査において移乗が「一部介助」 又は「全介助」 ③ ※
自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引 する機能のものを除く)	次のいずれにも該当する者 ① 排便が全介助を必要とする者 ② 移乗が全介助を必要とする者	① 認定調査において排便が「全介助」 ② 認定調査において移乗が「全介助」

注：昇降座椅子については、認定調査項目で判断する場合、「立ち上がり」ではなく「移乗」で判断する。「立ち上がり」は椅子やベッド、車椅子に座っている状態からの立ち上がりを評価するものである。昇降座椅子は「床からの昇降」を補助するものであるため、「畳からポータブルトイレへの乗り移り」を評価する「移乗」の認定調査項目を用いる必要がある。(H19.3.30付老健局振興課長通知Q&Aより)

■個人情報の取扱いについて

個人情報の利用範囲は、お客様に開示した利用目的の範囲とし、目的外の利用は行わないものとします。

また、個人情報保護法の重要性を認識し、ガイドライン等を考慮するとともに、個人情報を取扱うために関係諸法令を遵守します。

介護給付費早見表 令和3年4月施行版 (抜粋)

見方

本表は介護給付費の中から、特に利用頻度が多いと考えられる居宅サービス系給付項目から抜粋したものです。
数字はすべて単位であり、標準のサービスコード表で確認してください。尚、加算の詳細については、介護報酬単位表でご確認ください。

〔区分支給限度額〕

1 か月あたりの上限額

区分	利用限度額
要支援1	5,032
要支援2	10,531
要介護1	16,765
要介護2	19,705
要介護3	27,048
要介護4	30,938
要介護5	36,217

※一定以上の所得の第1号被保険者は2割または3割負担となります。

〔訪問介護〕1回につき

所要時間	身体介護	生活援助
20分未満	167	—
20分～30分未満	250	—
20分～45分未満	—	183
45分以上	—	—
30分～1時間未満	396	225
1時間～1.5時間未満	579	
1.5時間～2時間未満	663	
2時間～2.5時間未満	747	
2.5時間～3時間未満	831	
3時間～3.5時間未満	915	
3.5時間～4時間未満	999	

※所要4時間以上の身体介護については30分を増すごとに+84単位。

●通院等乗降車介助加算

1回につき	99	1月につき	200
-------	----	-------	-----

●初回加算

●早期・夜間の場合

1回につき	25%加算	●深夜の場合	50%加算
-------	-------	--------	-------

●生活機能向上連携加算 1月につき

加算(Ⅰ)	100	加算(Ⅱ)	200
-------	-----	-------	-----

〔訪問入浴介護 / 介護予防訪問入浴介護〕1回につき

訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
1,260 (1,134)	852 (767)

※()内は「清拭または部分浴を実施した場合」

●初回加算

1月につき	200
-------	-----

〔訪問リハビリ / 介護予防訪問リハビリ〕1回につき

1回につき	307
-------	-----

●リハビリテーションマネジメント加算(要介護者のみ)

1月につき	(A)イ	(A)ロ	(B)イ	(B)ロ
	180	213	450	483

〔訪問看護 / 介護予防訪問看護〕1回につき

所要時間	訪問看護 ステーション	病院または 診療所
30分未満	470	398
30分～1時間未満	821	573
1時間～1.5時間未満	1,125	842
OT・PT・STの場合	293	—
介護予防 訪問看護	病院または 診療所	
30分未満	450	381
30分～1時間未満	792	552
1時間～1.5時間未満	1,087	812
OT・PT・STの場合	283	—

●緊急時(介護予防)訪問看護加算 1月につき

訪問看護ステーション	病院または診療所
574	315

●特別管理加算 1月につき

加算(Ⅰ)	500	加算(Ⅱ)	250
-------	-----	-------	-----

●退院時共同指導加算

1回につき	600	●初回加算	1月につき	300
-------	-----	-------	-------	-----

〔定期巡回・随時対応型訪問介護看護〕1月につき

	定期巡回・随時対応型訪問介護看護Ⅰ(一休型)			
	訪問看護サービスを行わない場合		訪問看護サービスを行う場合	
	基本単位	通所サービス 利用時の調整 (1日につき)	基本単位	通所サービス 利用時の調整 (1日につき)
要介護1	5,697	-62	8,312	-91
要介護2	10,168	-111	12,985	-141
要介護3	16,883	-184	19,821	-216
要介護4	21,357	-233	24,434	-266
要介護5	25,829	-281	29,601	-322
	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護Ⅱ(連携型)			
	基本単位		通所サービス利用時の調整 (1日につき)	
	基本単位	通所サービス 利用時の調整 (1日につき)	基本単位	通所サービス 利用時の調整 (1日につき)
要介護1	5,697	-62	8,312	-91
要介護2	10,168	-111	12,985	-141
要介護3	16,883	-184	19,821	-216
要介護4	21,357	-233	24,434	-266
要介護5	25,829	-281	29,601	-322

●緊急時訪問看護加算

1月につき	315	●初回加算	1日につき	30
-------	-----	-------	-------	----

●総合マネジメント体制強化加算 1月につき

1月につき	1,000
-------	-------

●生活機能向上連携加算 1月につき

(Ⅰ)	100	(Ⅱ)	200
-----	-----	-----	-----

●認知症専門ケア加算 1月につき

(Ⅰ)	90	(Ⅱ)	120
-----	----	-----	-----

〔通所介護〕1回につき

	通常規模型					
	3～4 時間未満	4～5 時間未満	5～6 時間未満	6～7 時間未満	7～8 時間未満	8～9 時間未満
要介護1	368	386	567	581	655	666
要介護2	421	442	670	686	773	787
要介護3	477	500	773	792	896	911
要介護4	530	557	876	897	1,018	1,036
要介護5	585	614	979	1,003	1,142	1,162
	大規模型Ⅰ					
	3～4 時間未満	4～5 時間未満	5～6 時間未満	6～7 時間未満	7～8 時間未満	8～9 時間未満
要介護1	356	374	541	561	626	644
要介護2	407	428	640	664	740	761
要介護3	460	484	739	766	857	881
要介護4	511	538	836	867	975	1,002
要介護5	565	594	935	969	1,092	1,122
	大規模型Ⅱ					
	3～4 時間未満	4～5 時間未満	5～6 時間未満	6～7 時間未満	7～8 時間未満	8～9 時間未満
要介護1	343	360	522	540	604	620
要介護2	393	412	617	638	713	733
要介護3	444	466	712	736	826	848
要介護4	493	518	808	835	941	965
要介護5	546	572	903	934	1,054	1,081

※通常規模型：前年度の月平均利用延人員数が300人超

※大規模型Ⅰ：前年度の月平均利用延人員数が750人超 / 大規模型Ⅱ：前年度の月平均利用延人員数が900人超

●個別機能訓練加算 1日につき

加算(Ⅰ)イ	56	加算(Ⅰ)ロ	85	加算(Ⅱ)	20
--------	----	--------	----	-------	----

●認知症加算

1日につき	60
-------	----

●入浴介助加算 1日につき

加算(Ⅰ)	40	加算(Ⅱ)	55
-------	----	-------	----

〔通所介護・通所リハビリテーション共通〕1回につき

●栄養改善加算

月2回限度	200
-------	-----

●口腔機能向上加算(月2回を限度)

加算(Ⅰ)	150	加算(Ⅱ)	160
-------	-----	-------	-----